

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年8月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
--------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800431号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900043号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成27年10月1日から平成28年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年10月から平成28年11月までの標準報酬月額については20万円から36万円とする。

平成27年10月から平成28年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年10月から平成28年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成27年10月1日から平成28年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年10月から平成28年8月までの標準報酬月額については38万円、同年9月から同年11月までの標準報酬月額については41万円とする。

平成27年10月から平成28年11月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額(36万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、請求者のA社における平成28年12月1日から平成30年10月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年12月から平成30年8月までの標準報酬月額については20万円から41万円、同年9月の標準報酬月額については20万円から36万円とする。

平成28年12月1日から平成30年10月21日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成27年10月1日から平成30年10月21日まで

平成28年8月に、請求期間の標準報酬月額が低額に記録されていることがわかった。会社にお問い合わせたものの、取り合ってもらえなかった。調査の上、A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち平成27年10月1日から平成28年12月1日までの期間については、年金事務所が訂正請求を受け付けた日（平成31年1月21日、以下「訂正請求日」という。）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。

請求者から提出された給与明細一覧、確定申告書、源泉徴収票及び住民税の納税通知書（以下「給与明細等」という。）により、請求期間のうち、平成27年10月1日から平成28年12月1日までの期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成27年10月1日から平成28年12月1日までの期間に係る標準報酬月額は、上記給与明細等により確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る平成27年10月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていること及び日本年金機構が平成28年については保険者算定である旨回答していることから、事業主は、上記給与明細等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成27年10月から平成28年11月までに係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成27年10月1日から平成28年12月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細等により、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、平成27年10月から平成28年8月までは38万円、同年9月から同年11月までは41万円であり、上記1の訂正後の標準報酬月額（36万円）より高額であることが確認できる。

したがって、請求期間のうち、平成27年10月1日から平成28年12月1日までの期間に係

る標準報酬月額は、上記給与明細等により確認できる報酬月額から、平成 27 年 10 月から平成 28 年 8 月までは 38 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 41 万円とすることが必要である。

なお、平成 27 年 10 月から平成 28 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額（36 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 28 年 12 月 1 日から平成 30 年 10 月 21 日までの期間については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなるところ、請求者から提出された給与明細一覧、給与振込口座の預金元帳及び入出金明細並びに日本年金機構の回答から判断すると、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、平成 28 年 12 月から平成 30 年 8 月までは 41 万円、同年 9 月は 36 万円であると認められる。

したがって、請求期間のうち、平成 28 年 12 月 1 日から平成 30 年 10 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額は、上記給与明細一覧、給与振込口座の預金元帳及び入出金明細により確認できる報酬月額並びに日本年金機構の回答から、平成 28 年 12 月から平成 30 年 8 月までは 41 万円、同年 9 月は 36 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900118号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900020号

第1 結論

平成6年*月から平成10年1月までの請求期間、平成10年11月から平成11年9月までの請求期間及び平成13年12月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成6年*月から平成10年1月まで
② 平成10年11月から平成11年9月まで
③ 平成13年12月

私は、国民年金について、加入手続や厚生年金保険からの切替手続を行った記憶はないが、請求期間①、②及び③の国民年金保険料については、毎月、納付書が自宅に送られ、納期限内に郵便局等で支払っていた。何度か支払いが遅れてしまったことがあるが、そのときには、翌月に延滞金が追加された納付書が送られてきて、それをきちんと支払っていた。領収書は、かなり時間が経過しており手元にはない。学生当時、毎月1万円ほどの保険料の支払いにとっても苦勞したことを憶えている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者は、国民年金の未加入期間及び国民年金保険料の未納期間とされている請求期間①、②及び③の計3か所、*か月の請求期間の保険料について、基本的には毎月送られてきた納付書で納期限内に納付していたとし、納期限までに納付できなくてもその翌月には納付していたとして、当該3か所の請求期間を保険料の納付済期間とするよう、記録訂正を求めている。
- 2 請求期間①について、オンライン記録によれば、請求者の国民年金被保険者資格は、請求期間①直後に取得した厚生年金保険被保険者資格の喪失日である平成10年11月16日を取得年月日として、平成11年3月10日に入力処理されていることから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われたと推認でき、また、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は、前述のとおり、請求期間①より後の平成10年11月16日であり、請求期間①は、国民年金に未加入の期間とされていることから、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料

を納付することができない期間である。

- 3 請求期間②について、オンライン記録によると、その直前の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日である平成10年11月16日を「勸奨事象発生年月日」として、当時、請求者が居住していたA市を管轄するB社会保険事務所（当時）において、第1号被保険者取得勸奨のための対象者一覧が、平成11年1月25日に作成されていることが確認できることから、請求者は、上記厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後には、国民年金への切替手続を行っていなかったと考えられる。

また、請求者の国民年金の加入手続は、前述のとおり、オンライン記録において、請求者の国民年金被保険者資格が入力処理された平成11年3月頃に行われ、被保険者資格の取得年月日を遡って平成10年11月16日としたことが推認できることから、平成11年3月頃までは、請求期間②は、国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、上記加入手続を行い、請求期間②が国民年金の被保険者期間とされた後であれば、請求期間②の国民年金保険料を納付することが可能であるものの、請求期間②は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間②に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低いことから、納付することが可能であるとの理由のみで、請求期間②を保険料の納付済期間として、記録訂正を行うことはできない。

- 4 請求期間③について、請求者は、国民年金保険料の納付方法について、納付書で納付した記憶がなく、口座振替により納付した記憶はない旨陳述しているが、請求者が請求期間当時居住していたA市からの回答によれば、請求者の保険料の納付については、平成12年1月から平成14年2月までの期間、C銀行D支店の請求者名義の預金口座において、口座振替の設定が行われていることが確認できることから、請求期間③の保険料についても、口座振替による納付が設定されていたと考えられる。

また、オンライン記録によると、請求期間③の国民年金保険料の徴収権が時効により消滅する約半年前の平成15年7月10日付けで、請求期間③の保険料に係る過年度納付書が作成されていることが確認でき、これらのことを考え併せると、請求期間③の保険料は、口座引落としができなかった可能性が高い上、請求者からは、過年度納付書を使用して保険料を納付したことをうかがわせる陳述を得ることができないことに加え、請求期間③も請求期間②と同様、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であることを踏まえると、保険料の納付済期間として、記録訂正を行うことはできない。

なお、C銀行D支店の担当者は、取引履歴の保存期限は10年であり、平成12年から平成14年までの取引履歴について回答することができない旨陳述している。

- 5 さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者には、請求期間①直後に加入した厚生年金保険の被保険者資格取得時に付番された基礎年金番号以外に、国民年

金番号及び基礎年金番号が付番された形跡はない。

なお、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、基本的には、毎月送られてきた納付書で納期限内に納付し、納期限までに納付できなかった場合には、その翌月に延滞金が追加された納付書が送られてきたので、その納付書を使用して納付した旨陳述しているが、請求期間当時のA市報（平成8年7月発行「A市報 第*号」）によれば、納付書は年2回6か月ずつ、4月上旬と10月上旬に送付していることが確認できるところ、同市国民年金係担当者は、納付書の作成は外部委託してまとめて作成しており、毎月送付することはない旨陳述している上、保険料は、納期限経過後であっても、徴収権が時効により消滅する前の2年以内であれば、納付対象期間当時の保険料額で納付することが可能であることから、納期限を経過しても、その翌月に延滞金が加算された納付書が送られてきたとは考え難いところ、同市国民年金係担当者も同様に陳述している。

- 6 そのほか、請求期間①、②及び③について、請求者が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。